|令和5年度||諫早市立高来西小学校いじめ防止基本方針|

【目指す児童像】

○たくましく 粘り強い子(体)

○かしこい知恵にあふれる子(知)

○きぼうをもち、自ら学ぶ子(知)

○にんじょうにあふれ(徳) ○しんせつな子(徳)

○郷土を愛する子(徳)

【いじめ対策委員会】

本組織は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織である。

具体的には、○いじめ防止等の取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

- ○いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ○いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行 う役割
- ○いじめに組織的に対応するための中核としての役割

等を担うものである。

〈構成メンバー〉

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、心のケア相談員 ※必要に応じてPTA代表,学校評議員、主任児童委員、その他外部関係者等

【PTA との連携】

- ○PTA総会でのいじめに対する 基本的な考え方の説明
- ○保護者会の準備(PTA 役員と の打ち合わせ、役割分担・資 料印刷、案内、当事者の保護 者の了解を得る)
- ○保護者会の実施(事実関係、 学校の取組報告、子どもの状 態と家庭での留意事項)

【関係機関との連携】

- ○教育委員会との相談を踏まえ て、出席停止の措置等を検討
- ○校医との連絡・協力依頼
- ○精神科医との連絡・協力依頼
- ○地域の相談機関への協力依頼
- ○SC との連絡・協力依頼

【児童会】

- ○高西人権宣言のための代表 委員会の実施
- ○高西人権宣言の決定
- ○人権集会の協力
- ○人権宣言の広報・掲示
- ※挨拶運動の実施

【いじめの防止について】

- (1) それぞれの立場での観察及び情報収集の実施
- (2) 道徳教育・道徳の授業の充実(こどもアンケート実施)
- (3) 校内研修の充実

【いじめの早期発見について】

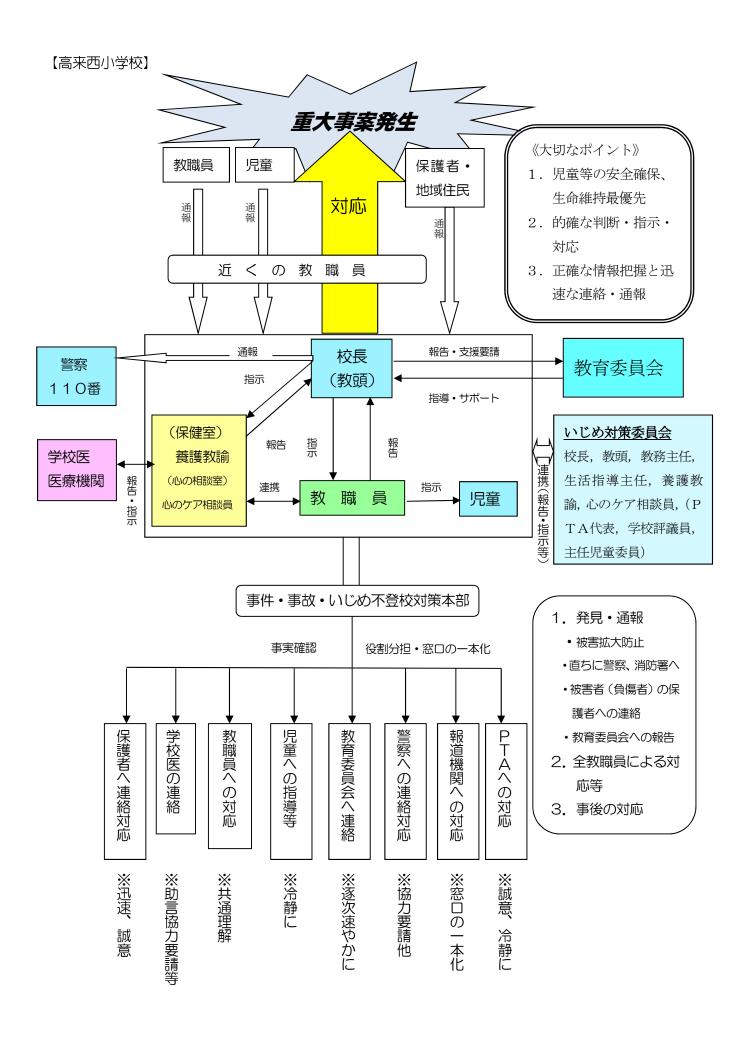
- ○毎月こどもアンケートを実施 計12回
- ○生活ノートや日記(担任提出用)などからの情報収集の工夫
- ○情報交換会(気になる子どもの共通理解)での情報の共有

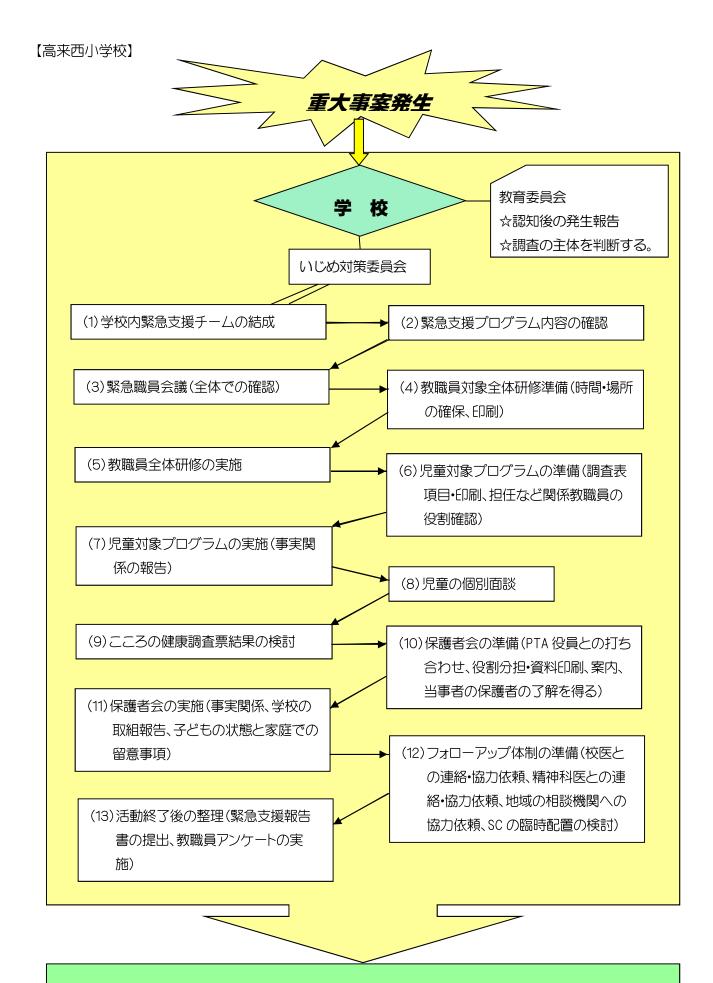
【いじめに対する措置について】

- (1)いじめられている児童の保護者への説明と協力依頼
 - ・家庭訪問等によりいじめの概要を説明し、学校の誠意を示す。
 - •解決に向けた学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。
- (2)いじめられている児童に対して
 - ・いじめられている児童の側に立つ。(本人を守る姿勢を示す)
 - •親身になって話を聞く。(批判的・評価的な態度は見せない)
 - •今後の対応の在り方を本人と相談しながら決めていく。
- (3)いじめている児童に対して
 - •いじめの事実を確かめ、いじめの意識の有無を確認する。
 - •意識的にいじめている場合にはその非を指摘し、納得させる。
 - •意識がない場合にはいじめられている側のつらさを教える。
- (4)いじめている児童の保護者に対して
 - ・家庭と連携し、今後の対応及び指導について共通理解を図る。
- (5)周囲の児童に対して
 - ・いじめの不当性を指摘し、いじめを止めさせたり教師に伝えたりすることは正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。
 - ・いじめていた児童への二次的ないじめが起きないように指導する。

【年間計画】

4月	学校基本方針の確認•PTA 総会説明	※情報交換会(第3月曜日)
5月	学校いじめ対策委員会、いじめ根絶強調月間	※子どもアンケートの実施
	※子どもアンケート実施、教育相談	(毎月実施)、教育相談
6月	高西っ子の心を見つめる教育週間	※随時いじめ対策委員会、
7月	学校いじめ対策委員会	不登校対策委員会を開催
8月	校内研修	(反省等)
9月		※人権集会の企画•運営
10月	子どもアンケート実施、教育相談	◇いじめ防止基本方針の保
11月	高西人権月間(11月~12月)人権集会•人権宣言	護者への周知(PTA総
12月	学校いじめ対策委員会	会、学校便り・ホームペー
1月		ヺ゚
2月	子どもアンケート実施、教育相談	
3月	取組評価アンケート※学校いじめ対策委員会④	





当該重大事案と同種の事案の発生防止